令和８年（フ）第１４７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅８棟304号
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４８号
千葉県木更津市太田２丁目10番14号　ハイツラン103
債務者　五十嵐悦子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５２号
千葉県袖ケ浦市福王台３丁目13番地６　袖ケ浦荘
債務者　川口　泰生
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第８０３号
千葉市緑区土気町1293番地６
債務者　高木　章雄
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６６号
千葉市若葉区桜木６丁目21番５号　グランアルシュⅡ　101号
債務者　小林　快渡
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区12棟202号
債務者　押田　　萌
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１６号
千葉県市川市富浜２丁目６番９－101号　（サングリーン妙典）
債務者　礒崎　芙美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２７号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番１号　ドエルクロコ202号
債務者　段木　忠一
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２８号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番１号　ドエルクロコ202号
債務者　段木　範子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３１号
千葉市中央区松ケ丘町518番地２　ソレイユ松ヶ丘
債務者　村山　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番267棟107号
債務者　酒井　美加
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４０号
千葉市美浜区高洲２丁目６番１棟106号
債務者　穴田嵯紀子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６４号
千葉市若葉区小倉台５丁目９番５号
債務者　橋本　瑞姫
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７９９号
広島市安佐北区可部南５丁目13番３－101号
債務者　周藤　妙子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２９号
広島市南区旭１丁目10番３号
債務者　川端　節子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２６号
広島市中区大手町５丁目９番２－701号
債務者　牛島　健汰
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部